

# 家具転倒防止対策を**無料**で承ります！

阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が、倒壊した住宅や家具の下敷きになったことによる圧死であったとの報告があります。建物をいくら補強しても家具の下敷きになってしまっては意味がありません。自分自身と家族の身の安全を守るためにも家具の転倒防止対策はとても大切です。

## 家具転倒防止器具等取付事業



### 対象者

- ① 65歳以上の方のみで構成する世帯
- ② 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯（身体障害者福祉法第4条、同法第15条第4項）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項）
- ④ 療育手帳の交付を受けた者の属する世帯（知的障害者福祉法施行令第1条の判定書又は療育手帳制度について第4の2）
- ⑤ 介護保険法に規定する要支援者の属する世帯（介護保険法第7条第3項、要介護者又は介護保険法第7条第4項）

### 対象となる家具

タンス、食器棚、書棚などの大型の木製家具で、地震時に転倒し被害を及ぼす可能性のあるもの3台まで。  
（1世帯1回限り）

### 取付方法

市が取付業務を委託する事業者が取付を行います。ご自身で取付を希望する場合は、器具（L字金具やつっぱり棒）のみの申請も受け付けております。

### 申請方法

吉川市役所危機管理課に申請書を直接提出（取付希望者の本人確認が必要となりますので、本人確認書類をご持参ください。）

### 費用

市が準備をする器具（L字金具など）を使用し、取付をする場合は、費用は発生しません。市が準備を行う器具以外のものが必要な場合は、費用が発生する場合があります。

特殊金具の使用や家具の移動などについては、別途費用が必要な場合があります。

お問い合わせ

吉川市役所 危機管理課 危機管理担当

Tel：048-982-9471